

2020年4月6日

各 位

住 所 神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
 会 社 名 株式会社トーホー
 (コード番号:8142 東証第1部、福証)
 代 表 者 代表取締役社長 古賀 裕之

ワークライフバランスを推進し、従業員満足度を向上 育児をサポートする5つの制度が更に充実

トーホーグループでは、「企業は人である」「社員の成長なくして会社の成長なし」「従業員満足なくして顧客満足なし」の考えのもと、継続的に人事・給与制度改革を行い、従業員がモチベーションを高く保ち、安心して楽しく仕事に取り組める職場づくりを目指しています。またワークライフバランスの推進にも積極的に取り組んでおります。

この度、2020年4月1日より、「育児のための短時間勤務制度」など育児をサポートする5つの制度(※下表ご参照)について、その適用期間を3年間延長し、小学校6年生を終了する時までとしました。これにより、学童保育の受け入れで3年生以下が優先され4年生以上の子どもの預け先がなくなる“小4の壁”対策となり、高学年の子どもがいる従業員も安心して働ける環境となりました。

当社グループでは、今後もワークライフバランスの推進に努めてまいります(なお一部のグループ会社については、今後適用を拡大していく予定です)。

制度	概要	制度導入時期
育児のための短時間勤務	8時間勤務を6時間または7時間に変更可	2001年12月
看護休暇	子どもの負傷・疾病の場合の世話、予防接種、健診等で取得可 (無給/年次有給休暇や積立有給休暇に振替可)	2005年4月
積立有給休暇の時間単位取得	やむを得ない育児の事情がある場合、2時間単位で取得可	2010年4月
育児目的休暇	学校関連行事への参加の場合に取得可 (無給/年次有給休暇に振替可)	2019年10月
育児などのための時短フレキシブルワーク	短時間勤務者が子どもの突発的な発病などで遅刻・早退をした場合、月内で労働時間を調整可	2019年10月

以上

— 本件お問合せ先 —

株式会社トーホー 広報・IR室 岡崎・榎谷まで TEL 078-845-2523